平成２６年（フ）第１１０号
北九州市小倉北区高尾２丁目５番20号
債務者　横田　　守
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第３６２号
佐賀県佐賀市若宮１丁目16番27―311号　プレミアム若宮
債務者　大石のりこ
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第７８号
佐賀市金立町大字千布3041番地13
債務者　川崎　安江
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第６９号
青森県むつ市桜木町14番11号
債務者　古川　　治
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第８９号
青森市大字浜田字玉川146番地60
債務者　上林まち子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第５１号
広島県福山市神辺町字道上1047番地６
債務者　加藤　法子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２６年（フ）第３６号
青森県弘前市大字川先１丁目３番地１　アメニティ川先３―203号
債務者　相馬　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２６年（フ）第４５号
青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字富岡186番地３
債務者　葛西　勇喜
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２６年（フ）第４１号
神奈川県横須賀市平作８丁目12番Ａ―301号
債務者　山田　正和
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２６年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市走水２丁目24番Ｂ―203号
債務者　佐伯　由美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２６年（フ）第４９号
神奈川県逗子市桜山３丁目５番８号
債務者　吉田　　健
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２６年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目13番１―315号
債務者　古谷　修美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２６年（フ）第５６号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目４番15号　エスポワールⅡ102号
債務者　齊藤　澄恵（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２６年（フ）第８７号
青森市幸畑１丁目20番18号
債務者　岡本　　治
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第２２号
青森県五所川原市大字川山字森内311番地12
債務者　佐藤　ミキ
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２６年（フ）第２０号
山口市小郡下郷2246番地８
債務者　下家　利江
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第２４号
山口市下小鯖1330番地46
債務者　伊藤　　馨
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係